

	分類	質問	回答	関連ページ
8	サブプラットフォームとしての参加	サブプラットフォームとして参加したいのですが、どうすれば参加できますか？	本ガイドライン 4.3.2 節 ( p . 29 ) に示した手順に従って、プラットフォームに申請してください。	p . 29
9	国 ( 環境省 ) の役割	本プログラムに、国 ( 環境省 ) はどのように関わっているのですか？	<p>国 ( 環境省 ) の主な役割は以下のとおりです。詳細は 3.2 ( p . 8 ) を参照ください。</p> <p>1) プログラム全体がガイドラインに沿って適切に運用されているかをチェック・評価し、適切に運用されていない場合には適宜助言等を行う。</p> <p>2) 国の目標や政策の変化、技術開発動向、事業者や消費者等からの要望、社会ニーズの変化等を勘案し、ガイドラインや承認基準について必要な見直しを検討する。</p> <p>3) 環境省が推進するプログラムであることを、ホームページ等を通じて一般に広報する。</p>	p . 8
10	プログラムの活用	エコ・アクション・ポイントプログラムを、自社の新規ビジネスに活用することはできますか？	本ガイドラインの 5 章で示したように、エコ・アクション・ポイントプログラムを基盤インフラとして活用し、独自の事業モデルを展開することが可能となっております。プラットフォーム事業者にご相談ください。	p . 31

## 参考：「エコ・アクション・ポイント」事業実施に際しての名称及び関連ロゴ使用規程

### 1. 「エコ・アクション・ポイント」事業実施に際しての名称及び関連ロゴの使用申請について

「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴ（商標登録第 5218787 号、出願番号：商願 2010-084162 号、商願 2010-084163 号、商願 2011-1628 号。以下まとめて「名称及び関連ロゴ」と言う。）は、環境省によって商標登録されています（商標登録出願中のものを含む）。このため、メインプラットフォームとしてエコ・アクション・ポイント事業を実施しようとする事業者は、事業実施に際して名称及び関連ロゴの使用に関し、毎年度、期間に余裕を持って、環境省にその旨申請し、その承認を得る必要があります。

名称及び関連ロゴは、上記承認を得た年度に限り、メインプラットフォームが自ら使用できるほか、当該メインプラットフォームに参加申請しその承認を得たサブプラットフォーム及び事業協力者並びに当該メインプラットフォームを対象エコアクションを登録申請しその承認を得た原資提供事業者に限り使用させることができます。メインプラットフォームは、サブプラットフォーム、事業協力者及び原資提供事業者の本規程の遵守を求めるとともに、サブプラットフォーム、事業協力者及び原資提供事業者に対して、名称及び関連ロゴの使用状況を確認、把握する必要があります。

メインプラットフォームは、名称及び関連ロゴの使用申請時に、使用予定者一覧をサブプラットフォーム、事業協力者、原資提供事業者毎にまとめた資料を添付するとともに、使用者に追加・変更等があった場合には、その旨環境省に報告することとします。

### 2. メインプラットフォーム、サブプラットフォーム及び事業協力者における名称及び関連ロゴの使用上の遵守事項

メインプラットフォームは、参加事業者・会員の募集等にあたって、名称及び関連ロゴを使用する場合には、下記の事項を遵守する必要があります。また、メインプラットフォームは、サブプラットフォーム及び事業協力者が、参加事業者・会員の募集等にあたって、名称及び関連ロゴを使用する場合には、下記事項を遵守させる必要があります。遵守されない場合、メインプラットフォームは、当該事業者に名称及び関連ロゴの使用を直ちに中止させ、使用対象の回収・撤去等を行わせる必要があります。

(1) 環境省が策定する「エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン」に従ってください。

(2) 名称及び関連ロゴを各事業者のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で使用することは任意とします。ただし、当該事業者が環境省の認定等を受けたものと誤解を与えるような表現・表示を用いることは認められません。

例：“環境省認定事業者”、“環境省登録事業者”

(3) 「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴは、エコ・アクション・ポイントプログラムと関係のない取組の広報等に使用することはできません。

(4) 法令や公序良俗に反するような方法で使用することや、エコ・アクション・ポイントプログラムの信用を損ねる恐れのある行為をすることはできません。

(5) その他、環境情報の表示にあたっては、「環境表示ガイドライン」(平成20年1月、環境省)に従ってください。

### **3. 原資提供事業者における名称及び関連ロゴの使用上の遵守事項**

メインプラットフォームは、原資提供事業者が登録されたエコアクション(環境配慮製品の選択・環境配慮行動等。以下同じ。)を広報する際やエコ・アクション・ポイントの付与手続等を行うために、名称及び関連ロゴを使用する場合には、下記の事項を遵守させる必要があります。遵守されない場合、メインプラットフォームは、当該事業者に名称及び関連ロゴの使用を直ちに中止させ、使用対象の回収・撤去等を行わせる必要があります。

(1) 環境省が策定する「エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン」に従ってください。

(2) 登録されたエコアクションについて、名称及び関連ロゴを各原資提供事業者のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等や該当製品等に付記・貼付することにより、エコ・アクション・ポイントプログラムの対象エコアクションとして広報することは任意とします。ただし、当該エコアクションがエコ・アクション・ポイントプログラムの対象に登録されたことをもって、対象製品、事業者等が環境省の認定等を受けたものと誤解を与えるような表現・表示を用いることは認められません。

例：“環境省認定製品”、“環境省推奨製品”、“環境省登録事業者”

(3) 名称及び関連ロゴは、登録されたエコアクションにのみ使用が認められるものです。対象外のエコアクションや事業者の活動全体が対象であるかのような誤解を消費者に与えないようにする必要があります。

(4) 登録取り消しとなったエコアクションについては、名称及び関連ロゴを使用することはできません。

(5) 法令や公序良俗に反するような方法で使用することや、エコ・アクション・ポイントプログラムの信用を損ねる恐れのある行為をすることはできません。

(6) 原資提供事業者は、登録されたエコアクションに応じた表示を行う必要があります。

#### **1. 登録されたエコアクションと合致しない表示**

例：輸送段階に関するエコアクションとして登録されているにも関わらず、あたかも商品全体がエコアクションの対象であるような表示

例：対象エコアクションとなる製品シリーズの中に対象外の製品が含まれる場合、当該シリーズ全体への名称及び関連ロゴ使用

#### 2. 十分なエコアクションが期待できないと判断されるイベント等への表示

例：「森林保全活動への参加」として登録されているにも関わらず、間伐作業などの森林保全活動は極めて短時間であるなど、実質的に一般的な活動とほとんど変わらないイベントへの表示

#### 3. その他、誤解を与えるような表示

(7) その他、環境情報の表示にあたっては、「環境表示ガイドライン」(平成20年1月、環境省)に従ってください。

### **4. 名称及び関連ロゴの使用承認の取り消しについて**

メインプラットフォームは、次に掲げる場合には、名称及び関連ロゴ使用承認が取り消されることがあります。

- (1) 「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴを、エコ・アクション・ポイントと関係のない取組の広報等に使用する等の不適切な使用が、繰り返し認められたとき。
- (2) 重大な法令違反、公序良俗違反及びその他のエコ・アクション・ポイントの信用を損ねる恐れのある行為が認められたとき。
- (3) 当該プラットフォームが承認したサブプラットフォーム、事業協力者及び原資提供事業者が、「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴを使用するに際し、本規程を遵守しない不適切な使用があったにもかかわらず、使用を中止させる等の適切な措置を講じなかったと認められたとき。

### **5. 規程の改定**

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

附則 本規程は、平成23年3月28日から施行します。

## 「エコ・アクション・ポイント」ロゴ規程

### ポイントシート・商品パッケージ・広報物等各種印刷物のロゴ規程について

完全版

- 新ロゴマークは2012年4月1日より完全移行とし、旧ロゴマーク(BEAPデザイン/下記事例参照)の使用は不可となります。
- 2011年4月1日より2012年3月31日の間で各種印刷物を作成する場合、新ロゴマーク(左側)と旧ロゴマーク(右側)とを併記することはできません。\*スペース上の問題等で併記が困難な場合は新ロゴマークを使用し、旧ロゴマークのみの使用は不可とします。
- 移行期間中(2012年3月31日迄)に於いては、再版を含め既に作成している広報物を使用することができます。



### キャラクター (BEAP) の使用について

- 旧ロゴマークとしての使用は2012年3月31日を以って使用不可となります。
- 旧ロゴマークとは「エコ・アクション・ポイント」の表記とキャラクター「BEAP」が同時記載され、枠線等で単一化された図形のこと(上記参照)。
- 但し、エコ・アクション・ポイントに関する各種広報事業のイメージキャラクターとしての利用は可能とします。
- \*「イメージキャラクターとしての利用」とは広報物などで「BEAP」を単体で利用する場合に限ります。

#### 表示色

基準色(特色) : DIC555  
 近似色(プロセス) : K80%  
 RGB : R51 G51 B51



単体の「イメージキャラクター」としての規定ロゴ例(旧ロゴマニュアルより抜粋)

### 「エコ・アクション・ポイント」ロゴ使用規程

01 完全版

- ロゴは、「エコ・アクション・ポイント」カタカナ名称表記アリ/ナシの2パターンがあります。基本的にはロゴのアウトラインデータを拡大縮小して使用してください。



1. 「エコ・アクション・ポイント」ロゴは以下の対象者に限り使用することができます。
  - ・環境省に使用の承認を得たメインプラットフォーム
  - ・当該メインプラットフォームに参加申請しその承認を得たサブプラットフォーム及び事業協力者
  - ・当該メインプラットフォームに対象エコアクションを登録申請しその承認を得た原資提供事業者
2. ロゴデザイン等を環境省の承認なく改変して使用することはできません。ロゴの使用に関して不明な場合は、環境省(またはメインプラットフォーム)に確認することとします。

（「エコ・アクション・ポイント」カタカナ表記ナシ）

【ポイント数値】書体は小塚ゴシックを使用してください。（ウエイトBを推奨）  
文字数に合わせてカーニングを詰めるなど、調整してください。



（「エコ・アクション・ポイント」カタカナ表記アリ）



【ロゴ最小サイズ例】ポイント表記アリの場合/ロゴ最小使用サイズ：11mm（ポイント表記ナシの場合/ロゴ最小使用サイズ：9mm）  
●「片環隙」は4pt以上保持してください。

（表示色/カラー表現）

基準色（特色）：DIC171  
近似色（プロセス）：C56%+Y95%  
RGB：R124 G194 B74



「エコ・アクション・ポイント」ロゴと背景色の関係

- 背景色によって視認性が損なわれる場合は、白スキ表現または白フチをつけた表現のロゴデータを使用してください。著しく損なわれる場合は、白フチのロゴを優先的に使用してください。
- 背景色が柄の場合は、ロゴ使用規程(PO2参照)の白いクリアスペースを設けてください。
- ロゴと白フチの幅は等倍拡大縮小してください。

白色（カラーロゴ）	同系色	中間色
白色（モノクロロゴ）		
原色・補色	濃い色	柄（カラーロゴ）
	金（特色） 	
	銀（特色） 	柄（モノクロロゴ）

( 様式第 1 )

( 番 号 )  
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局環境経済課長殿

住 所  
法 人 名  
代 表 名 印

「「エコ・アクション・ポイント」事業実施に際しての名称及び関連ロゴ使用規程」に基づく  
エコ・アクション・ポイントの名称及び関連ロゴの使用申請（平成 年度）について

標記について、メインプラットフォームとしてエコ・アクション・ポイント事業を実施するに  
際し、「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴを使用したいので、次の通り申請しま  
す。

使用申請期間 平成 年度（平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日）

なお、名称及び関連ロゴは、「「エコ・アクション・ポイント」事業実施に際しての名称及び関  
連ロゴ使用規程」を遵守の上、当メインプラットフォームが自ら使用するほか、当メインプラッ  
トフォームに参加申請しその承認を得たサブプラットフォーム及び事業協力者並びに当メイン  
プラットフォームに対象エコアクションを登録しその承認を得た原資提供事業者に限り、使用させ  
ることを誓います。

添付書類

- ( 1 ) 事業者の概要を示す資料
- ( 2 ) 平成 年度事業計画
- ( 3 ) メインプラットフォーム以外の「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴ  
使用予定者一覧（申請時点）  
（サブプラットフォーム、事業協力者、原資提供事業者毎に）





## 参考：平成23年度エコ・アクション・ポイントプログラム検証等 検討会委員名簿

本ガイドラインの改訂にあたっては、以下の検証委員の専門的な助言等を得た。

	所属・役職	氏名（敬称略・委員は五十音順）
座長	株式会社住環境計画研究所 所長	中上 英俊
委員	アスクル株式会社 CSR推進 社会コミュニケーション マネージャー	大島 美保
委員	京都府立大学公共政策学部公共政策学科 准教授	奥谷 三穂
委員	早稲田大学環境総合研究センター 准教授	小野田 弘士
委員	NPO 法人エコロジーオンライン 理事長	上岡 裕
委員	グリーン購入ネットワーク 専務理事・事務局長	麴谷 和也
委員	独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員	田崎 智宏
委員	元 財団法人大阪府みどり公社 審議役	村井 保徳

< 本件に関する問合せ先 >

環境省 総合環境政策局 環境経済課

エコ・アクション・ポイント担当

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 : 03-3581-3351      FAX : 03-3580-9568

E-Mail : [eco-point@env.go.jp](mailto:eco-point@env.go.jp)

URL    : <http://www.eco-action-point.go.jp/>

メインプラットフォーム

株式会社ジェーシービー内

エコ・アクション・ポイント事務局

〒107-8686

東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

電 話 : 03-5778-6444

E-Mail : [eco@info.jcb.co.jp](mailto:eco@info.jcb.co.jp)

URL    : <http://eco-ap.jp/>